

ワーキング ヴォイス

No.40 2013年 7月15日

H25年度 労働者ほっとステーション事業/ジョブえひめ就労支援センター

相談者数が大幅に増加！！

労働者ほっとステーション事業の相談状況

3ヶ月で187名(男114名、女73名)の方々から相談が寄せられ、相談内容別の集計では222件、その内「金融相談」が94件で42%を占め、続いて「生活資金・生活保護の相談」が32件で14%となっています。

「金融相談」では、3月末で松山たちばなの会(クレサラ被害者の会)が相談窓口を閉鎖したこともあり、「ヤミ金・多重債務」相談が急増しています。また、愛媛県消費生活センターや法テラスからの紹介による相談も増えており、金融トラブルで立ち行かなくなっている方々の受皿として役割発揮をしているところです。

相談対応については、債務整理や自己破産の措置も含めた手続きの支援だけにとどまらず、生活設計のご相談をお受けする中で、失業の問題や生活再建の不安を抱えられているケースについては、複合的で長期的な支援が必要となっています。

相談者数・相談対応集計

月別	4月	5月	6月	相談対応	相談継続	情報提供	(専門機関等)同行支援	(専門機関等)関連紹介
相談者数	69	67	51	件数	112	150	19	73

相談内容別集計

労働	金融	保険・年金	生活資金・保護	メンタル	消費者被害	その他
11	94	8	32	5	5	67

一人の相談者から、複数の相談・複数の対応をとるケースがあるため、相談者数とその他集計の合計は一致しない。

ジョブえひめ就労支援センターの状況

3ヶ月で158名の相談者があり、その内49名の方々が新規の相談者となっています。相談内容としては、「就労に関する相談」が81名で、「職業紹介に関する相談」が77名となっています。職業紹介、また継続的な就労支援希望され会員登録いただいた方は25名で、その内、10名の方が就労自立に至っています。

相談来所者の年齢構成は、今年度の特長として56歳～65歳の高年齢層が71名と最も多く、年金支給年齢に達するまでの厳しいくらしの環境が伺える状況です。

相談者年齢構成

16～25歳	26～35歳	36～45歳	46～55歳	56～65歳	65歳以上
1名	6名	29名	45名	71名	6名

月別	4月	5月	6月
相談者数	46	38	74

新規相談者	49名
継続相談者	109名

***** ヤミ金は犯罪行為！！*****

毅然とした態度で明確な意思表示が必要

(労働者ほっとステーション相談事例より)

押し貸し

ヤミ金1社を完済しようと、ヤミ金の指定口座に5万円を振込んだところ同口座に振込上限額が設定されていることが分かり、5万円の内、3万円のみ振込、残り2万円については別途振込先を連絡することになったが、連絡が無いまま指定振込日が過ぎてしまい結果的にヤミ金が完済できず、故意に返済を遅らされた分の利息が加算される状況となった。

督促・嫌がらせ

ヤミ金業者からの督促・嫌がらせとして、会社や実家まで頻りに電話がかかり迷惑をかけており、精神的に参っている状態でどうしたらよいのだろうか。

ヤミ金対応アドバイス

ヤミ金行為自体が違法な犯罪行為であり、本人が毅然とした態度で明確な意思表示をすることが必要です。(最高裁判例で「利息、元本」も支払わなくて良いとされている)

ヤミ金から本人に連絡があれば「これは犯罪行為なので警察に被害届を出しています。今後は支払をいたしません。」と自分自身の意思を明確に表明し、以降は電話があっても応対しないようにすること。

警察署の生活安全課などにも相談を行い、ヤミ金の検挙に繋がる情報の提供や、身の危険を感じた場合の保護を要請します。

また、ヤミ金と契約した際に開示した「会社の連絡先、親族の連絡先」に対して、嫌がらせの電話等が入ることが想定されるので、前もって事情を説明してこれらの電話に対して「業務中の電話の取次はできません」等の、対応について協力を求めておくことが必要となります。

労働者ほっとステーションの 最近の相談事例から

事例1 クレジットの利用

10年程前に自己破産をしたが、クレジットの利用は可能なのか？

自己破産等の債務整理を行うと、一般的に個人信用情報機関にブラック情報として5年～10年登録される状況となります。相談者の場合、当該情報は抹消されていると思われませんが、それを知る方法として一つは販売店等でクレジット購入する際の審査で判明すること。もう一つは事前を知る方法として(株)日本信用情報機関(JICC)又は同種の機関であるCIC等に対して個人信用情報の開示請求を行い確認する方法を伝え、開示手続きについて紹介を行いました。

事例2 過払金返還請求

勤務先が閉鎖となり失職することとなり、次の就職先が見つかっていない、10年程前に消費者金融から借り入れし延滞なく返済を行ってきたが来月以降は困難となる。これまでの過払金請求を行いたいけどどのような手続きが必要なのか。

どのように対処したらよいのだろうか。

過払金返還請求を行う一連の手順について、フロー図を用いて色々なケースの説明を行いました。過払金の有無については、相談者より各社に対して「取引履歴」の取り寄せを行い、利息制限法内の金利で引き直り計算をして結果を見るしかないこと。仮に過払金が発生している状況であれば、書面の作成、訴訟に移った際の訴状作成の支援を行うことを伝えました。

事例3 自己破産申立

腰のヘルニアが悪化して勤めていた会社を退職することになったが、治療費や痛みを和らげる為の高額医療薬品の購入で多額の借金が残っている。腰痛が完治するまで労働収入を得ることが出来ず、借金の返済目途も立たないことから自己破産を考えたいがどうすればいいか。

相談者の状況を事前にヒアリングした後、やむを得ない状況と思われた為、自己破産によるメリット・デメリットを説明して、理解していただいた上で、裁判所での初回相談から申立書完成までの書類作成支援、同申立書の提出、審尋への同行支援等、相談者の破産免責決定と同決定が確定するまでの支援をさせていただきました。

ジョブえひめ就労支援センター相談状況

ジョブえひめからの「就職決定」状況

今年度4月からの3ヶ月で10名の方々に就労先を確保いただきましたが、その内訳は次のような状況です。

男女構成		年齢構成		
男	女	40歳代	50歳代	60歳代
7名	3名	3名	4名	3名

6月2日付の愛媛新聞でジョブえひめ就労支援センターの相談状況が報道されて以降、中高年失業者からの電話問い合わせ・来所者が急増しています。6月の新規会員登録者は15名で、内60歳以上が9名と60%を占めている状況です。

年金支給年齢が65歳からとなり、企業の雇用延長が進んではいますが、60歳で退職される方や、その前段でリストラされるケースもあり、年金を受け取るまでの職場・収入の確保が大きな問題となっています。

高齢者の再就職先の確保は、現実的には、困難も多くしんどいものですが、粘り強い就職活動を経て、再就職に至った方も多くいらっしゃいます。

ジョブえひめでの相談対応では、マンツーマンで「履歴書」や「職務経歴書の書き方」、求人情報の探し方を指導し、1回の面接時間が2時間に及ぶこともあります。

失業が長期間にわたると印象が悪くなり、再就職はより困難となることから、気軽に足を運んで悩みを打ち明けてくれることを呼びかけています。

< 10名の方々の就労先 >

運送・運輸関係業務	2名
介護施設業務	2名
マンション・駐車場管理	2名
営業関係業務	1名
食品スーパー業務	1名
設計関係業務	1名
緊急雇用創出事業	1名

